

○国土交通省告示第四百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠、字外窪、字野附窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字下天摩、字上桑木窪、字八森鹿倉、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第34地割字東平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第25地割字早渡及び字サンニヤ、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第20地割字荒津内、種市第18地割字小路合、種市第19地割字大久保、種市第17地割字北鹿糠、種市第16地割字南鹿糠、種市第15地割字鹿糠浜、種市第14地割字北玉川、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第8地割字南戸類家、種市第7地割字馬場、種市第6地割字宿戸、字西宿戸及び字西宿戸松内林、種市第5地割字東宿戸、種市第4地割字続石、種市第3地割字小田沢、種市第2地割字八木、種市第1地割字南八木、小子内第2地割字坂ノ下、小子内第4地割字小子内、小子内第6地割字原子内、小子内第7地割字長坂、有家第1地割字宇類以坂、有家第4地割字滝川原、有家第5地割字林山、有家第6地割字座当屋敷、有家第9地割字黒坂、中野第1地割字下向、中野第5地割字城内、中野第6地割字一本木、中野第8地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来並びに中野第7地割字尺沢地内

岩手県久慈市侍浜町桑畑第2地割及び第3地割、侍浜町外屋敷第6地割、侍浜町本町第7地割及び第9地割、侍浜町向町第9地割、侍浜町北野第10地割、侍浜町堀切第10地割、夏井町鳥谷第4地割、第5地割、第6地割及び第7地割並びに夏井町閉伊口第2地割及び第1地割地内

2 使用の部分 青森県三戸郡階上町大字道仏字外窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字上桑木窪、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第34地割字東平内、種市

第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第25地割字早渡及び字サンニヤ、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第20地割字荒津内、種市第18地割字小路合、種市第19地割字大久保、種市第17地割字北鹿糠、種市第16地割字南鹿糠、種市第15地割字鹿糠浜、種市第14地割字北玉川、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第8地割字南戸類家、種市第7地割字馬場、種市第6地割字宿戸、字西宿戸及び字西宿戸松内林、種市第5地割字東宿戸、種市第4地割字続石、種市第3地割字小田沢、種市第2地割字八木、種市第1地割字南八木、小子内第2地割字坂ノ下、小子内第4地割字小子内、小子内第7地割字長坂、有家第1地割字宇類以坂、有家第4地割字滝川原、有家第5地割字林山、有家第6地割字座当屋敷、有家第9地割字黒坂、中野第1地割字下向、中野第5地割字城内、中野第6地割字一本木、中野第8地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来並びに中野第7地割字尺沢地内

岩手県久慈市侍浜町桑畑第2地割及び第3地割、侍浜町外屋敷第6地割、侍浜町本町第7地割及び第9地割、侍浜町向町第9地割、侍浜町北野第10地割、侍浜町堀切第10地割、夏井町鳥谷第4地割、第5地割、第6地割及び第7地割並びに夏井町閉伊口第2地割及び第1地割地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内の階上インターチェンジから岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内の久慈北インターチェンジまでの延長30.4kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来機能を維持するための付替工事は、同条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、

道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道45号八戸・久慈自動車道（以下「本路線」という。）は、青森県八戸市を起点とし、同県三戸郡階上町、岩手県九戸郡洋野町を経由して久慈市に至る延長約50kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する青森県三戸郡階上町、岩手県九戸郡洋野町及び久慈市（以下「本件地域」という。）は、生鮮水産物の水揚量が多く、生しいたけ、鶏卵等の農産物の生産が盛んであり、これらの農水産物は県内外へ出荷されていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により人的被害をはじめ、住家損壊等の被害を受けた地域である。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号の一般道路及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号の一般道路（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には浸水により全面通行止めになるなど、自然災害等による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みの本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線、一般国道45号（三陸北縦貫道路）等と連絡することで、本件地域と重要港湾八戸港等の物流拠点並びに青森県及び岩手県の内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成される。これにより、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることで利便性が向上し、物流が効率化されることなどから、地域経済の活性化が図られ、本件地域の早期復興に寄与することが認められる。また、本件区間に係る本路線が、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年11月及び同年12月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても、環境基準等を

満足するなどとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツルカメバソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ナンブワチガイソウ、センウズモドキ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、同様の環境が周辺に広く残されることなどから生息又は生育環境は保全されるため影響はない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響は回避又は低減されると予測されている。

主な保全措置として、カモシカ及びヤマネについては同様の環境が周辺に広く残されるものの、カモシカについては本線への侵入が予測されるため、専門家の指導助言を受け侵入防止柵を設置する措置を、ヤマネについては冬眠期の樹木伐採により個体消失等の可能性があるため、専門家の指導助言を受け冬眠期の樹木伐採を回避する措置等の必要な保全措置を講ずることとしている。オオタカについては営巣木が計画路線近傍に位置しているため、専門家の指導助言を受け、騒音に配慮した工事の実施、人工代替巣の設置等の必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が72箇所存在するが、このうち42箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る30箇所についても青森県教育委員会及び岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じ記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と青森県及び岩手県の内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、階上インターチェンジから侍浜インターチェンジ（仮称）までの区間においては東側案（申請案）、西側案及びその中間案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、用地取得面積は中位であるものの、橋梁延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合

理的であると認められる。また、侍浜インターチェンジ（仮称）から侍浜南インターチェンジ（仮称）までの区間においては東側案（申請案）及び西側案の2案、侍浜南インターチェンジ（仮称）から久慈北インターチェンジまでの区間においては東側案及び西側案（申請案）の2案による検討がそれぞれ行われている。各区間において両案を比較すると、移転対象物件数が少なく、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う県道、町道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と青森県及び岩手県の内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られ、本件地域の復興に寄与するとともに、現道は、線形不良区間等が多く存在し、自然災害等による通行止めが行われているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる八戸・久慈自動車道建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 青森県三戸郡階上町役場、岩手県九戸郡洋野町役場種市庁舎及び久慈市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠、字外窪、字野附窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字下天摩、字上桑木窪、字八森鹿倉、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第34地割字東平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第25地割字早渡及び字サンニヤ、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第20地割字荒津内、種市第18地割字小路合、種市第19地割字大久保、種市第17地割字北鹿糠、種市第16地割字南鹿糠、種市第15地割字鹿糠浜、種市第14地割字北玉川、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第8地割字南戸類家、種市第7地割字馬場、種市第6地割字宿戸、字西宿戸及び字西宿戸松内林、種市第5地割字東宿戸、種市第4地割字続石、種市第3地割字小田沢、種市第2地割字八木、種市第1地割字南八木、小子内第2地割字坂ノ下、小子内第4地割字小子内、小子内第6地割字原子内、小子内第7地割字長坂、有家第1地割字宇類以坂、有家第4地割字滝川原、有家第5地割字林山、有家第6地割字座当屋敷、有家第9地割字黒坂、中野第1地割字下向、中野第5地割字城内、中野第6地割字一本木、中野第8地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来並びに中野第7地割字尺沢地内

岩手県久慈市侍浜町桑畑第2地割及び第3地割地内